5　Summary

⑴　Official in charge of the contract of the procuring entity : Yoshimine Toru, Director General of Kanto Regional Head Office, East Nippon Expressway Co., Ltd.

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Metropolitan area center communication Expressway Goka viaduct (substructure)

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 11 December 2020

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 3 March 2021

⑹　The language used for application and inquiry shall be Japanese

⑺　Contact point for tender documentation : Ichihara Noboru, Deputy Manager of Procurement & Contract Section, Technology & Procurement Department, Kanto Regional Head Office, East Nippon Expressway Co., Ltd. 1―11―20 Sakuragi-cho, Omiya-ku, Saitama city, Saitama, 330―0854, Japan TEL : 048―631―0020

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和２年11月27日

（契約責任者）中日本高速道路株式会社
八王子支社長　湯川　保之

◎調達機関番号　418　◎所在地番号　13

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　中央自動車道　立場川橋耐震補強（下部工）工事（2020年度）（電子入札（郵送入札）対象案件）

⑶　工事場所
中央自動車道　西宮線
自）山梨県北杜市小淵沢町
至）長野県諏訪郡富士見町富士見

⑷　工事内容　本工事は、立場川橋の橋脚巻立補強と変位制限装置や落橋防止構造の設置等を行う下部工を主体とした橋梁の耐震補強を行う工事である。

⑸　工事概算数量
下部工補強（補修・ＲＣ補強）　８基
下部工補強（補修・鋼板巻立）　２基
支承取替　約145基
落橋防止構造　８箇所
制震構造　４基

⑹　工期　契約締結日の翌日から1,590日間（週休２日制モデル工事）

⑺　本工事は、全ての入札参加者から単価表の提出を求める工事である。

⑻　本工事は、競争参加資格において「配置予定の技術者等」の配置基準を設けず、契約締結後の設置要件とする工事である。

⑼　本工事は、資料の提出、入札を電子入札システム、郵送又は当社ホームページを通じて行う対象工事であり、当社ホームページに掲載の電子入札（郵送入札）運用マニュアルを適用する。なお、電子入札によりがたいものは、電子入札（郵送入札）運用マニュアルに基づき契約責任者に届出を提出して郵送による紙入札方式によることができる。

⑽　本工事は、入札時に、あらかじめ指定する簡易な評価項目に関する技術資料を求め、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型）の適用工事である。

⑾　本工事は、電子契約によることができる。ただし、外国の企業で日本国内における商業登記が未登記により電子証明書を取得できない場合はこの限りではない。（詳細は入札（見積）者に対する指示書を参照）

⑿　契約制限価格を上回った場合の取扱い

本工事の競争入札では、見積協議方式を適用する。

見積協議方式とは、全ての入札参加者の入札価格が契約制限価格を上回った場合に、総合評価点の最も高い者などの特定の１者を協議相手として選定し、会社の設計価格の算出方法と協議の相手から提出された入札価格の算出方法との相違点を確認するための協議を行った上で相手の入札価格で契約を締結した後、工事施工中に施工実態を調査し、協議で確認対象となった項目との差異を確認し、差異のあった項目について契約変更を実施する方式をいう。

2　競争参加資格

当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、八王子支社長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

⑴　「中日本高速道路株式会社契約規則」（中日本高速道路株式会社規程第25号）第11条の規定に該当しない者であること。

⑵①　単体の場合　土木工事において、開札時に「平成31・32年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」であり、（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく競争参加資格の再認定を受けていること。）かつ、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,550点以上の土木工事を有している者（上記の再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,550点以上（土木工事）であること。）。

②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合　土木工事において、開札時に「平成31・32年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」であり、（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく競争参加資格の再認定を受けていること。）かつ、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,400点以上の土木工事を有している者の２者又は３者で構成された共同企業体。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（記２⑵の再認定を受けた者を除く）でないこと。又は、この条件を満たす２者又は３者で構成された特定建設工事共同企業体。

⑷　施工実績　平成17年度以降に元請けとしてしゅん功認定された、次に示す項目の同種工事の施工実績を有すること。ただし同一工事で各施工実績を有する必要はない。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。異工種の特定建設工事共同企業体の構成員としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを技術評価資料に併せて提出すること。）

①　単体又は特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者
躯体高さ（フーチング下端から橋台又は橋脚の天端までの高さ、又はケーソン基礎、大口径深礎の天端から橋台又は橋脚の天端までの高さ）20m以上のコンクリート橋台又は橋脚の工事

②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外
躯体高さ（フーチング下端から橋台又は橋脚の天端までの高さ、又はケーソン基礎、大口径深礎の天端から橋台又は橋脚の天端までの高さ）10m以上のコンクリート橋台又は橋脚の工事

⑸　配置予定の技術者等　次に掲げる基準を満たす現場代理人、主任（監理）技術者を当該工事に配置できること。

①　主任（監理）技術者が、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、専任を要する期間は、土木工事に係る工事経験を有する技術者は土木工事の工事現場が稼働（準備工事を含む。）している期間とする。